

建保発第59号  
平成27年3月27日

事業主様

兵庫県建築健康保険組合  
理事長 森 長 義

付加給付の廃止について（通知）

早春の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当健康保険組合の事業運営について、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当健康保険組合は、平成24年10月12日付けで、健康保険法第28条第1項の規定に基づく指定健康保険組合に指定され、厚生労働大臣の承認を得た財政の健全化計画（平成25年度～平成27年度）に基づき、事業運営を行っています。

付加給付として、出産育児一時金付加金（10,000円）、家族出産育児一時金付加金（5,000円）、埋葬料付加金（10,000円）及び家族埋葬料付加金（5,000円）を支給しているところですが、付加給付については、健全化計画の3年度目までにかけて計画的に廃止に向けた見直しを行うよう、厚生労働省の指導を受けています。

ついては、平成27年4月1日から付加給付を廃止することとしますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、平成27年3月31日以前の出産又は死亡に係る付加給付の支給については、なお従前の例によることとします。